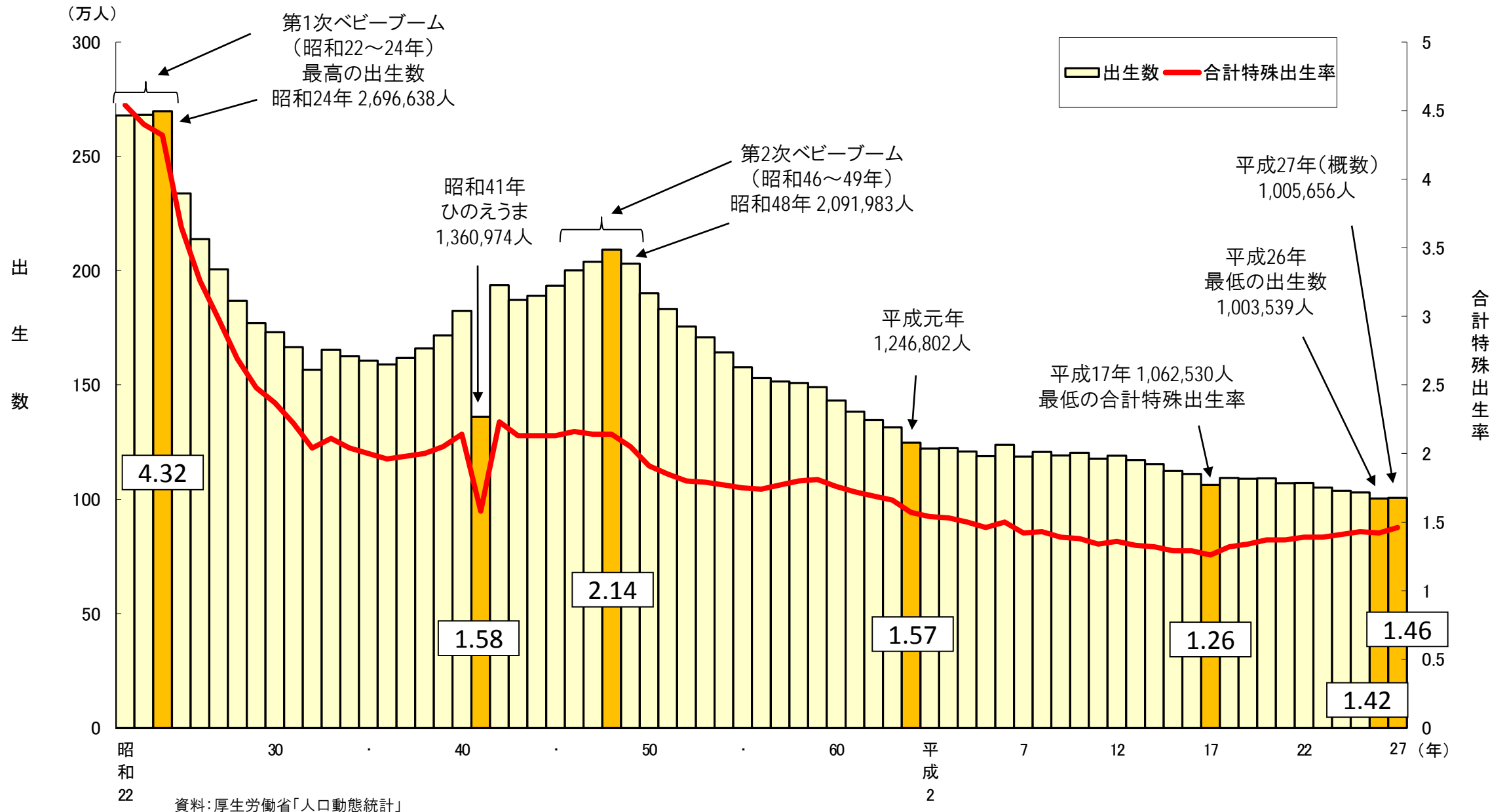


少子化をとりまく状況について

出生数、合計特殊出生率の推移

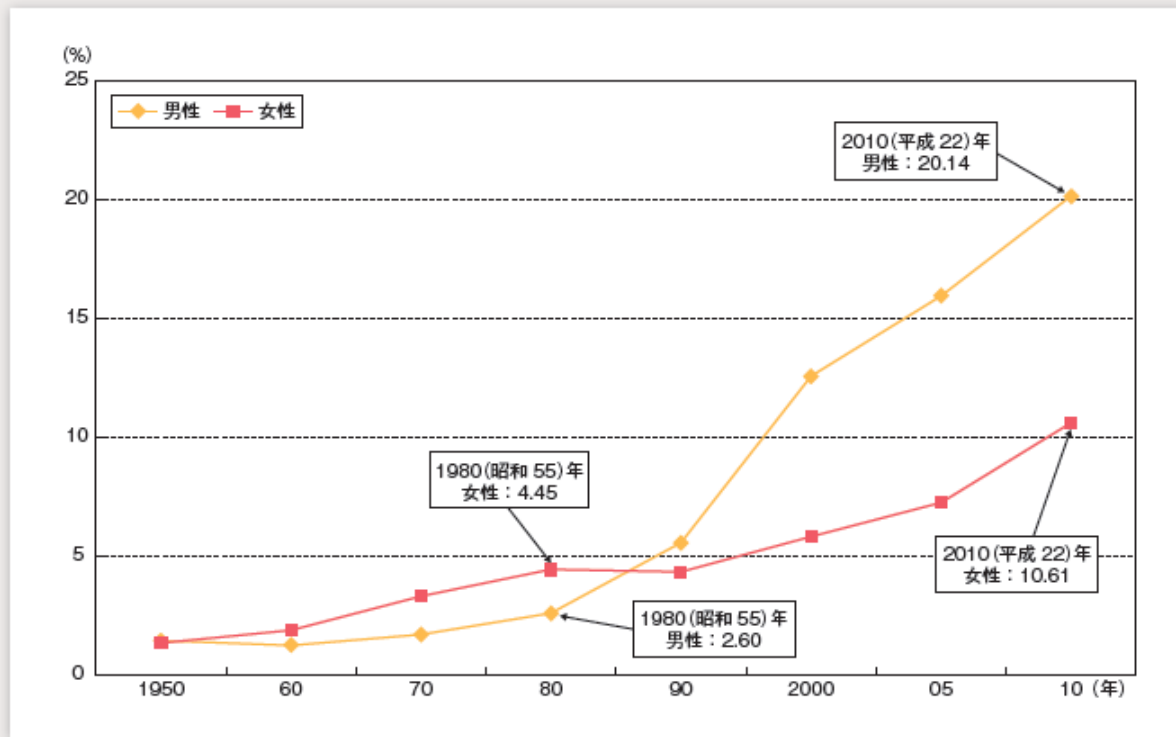
○ 平成27年の合計特殊出生率は1.46であり、平成17年に1.26と過去最低を記録してから微増傾向。また、出生数は100万5,656人で、過去最低だった平成26年から2,117人増加したが、なお楽観できない状況。



夫婦の子供数と未婚率の状況

- 少子化の主な要因は、未婚化・晩婚化の進行と夫婦が持つ子供数の減少。
- 50歳時の未婚割合(生涯未婚率)は、1980年に男性2.60%、女性4.45%であったが、直近の2010年には男性20.14%、女性10.61%に上昇している。
- 夫婦の完結出生児数は、1970年代から2002年まで2.2人前後で安定的に推移していたが、2005年から減少傾向となり、直近の2010年には過去最低である1.96人になった。

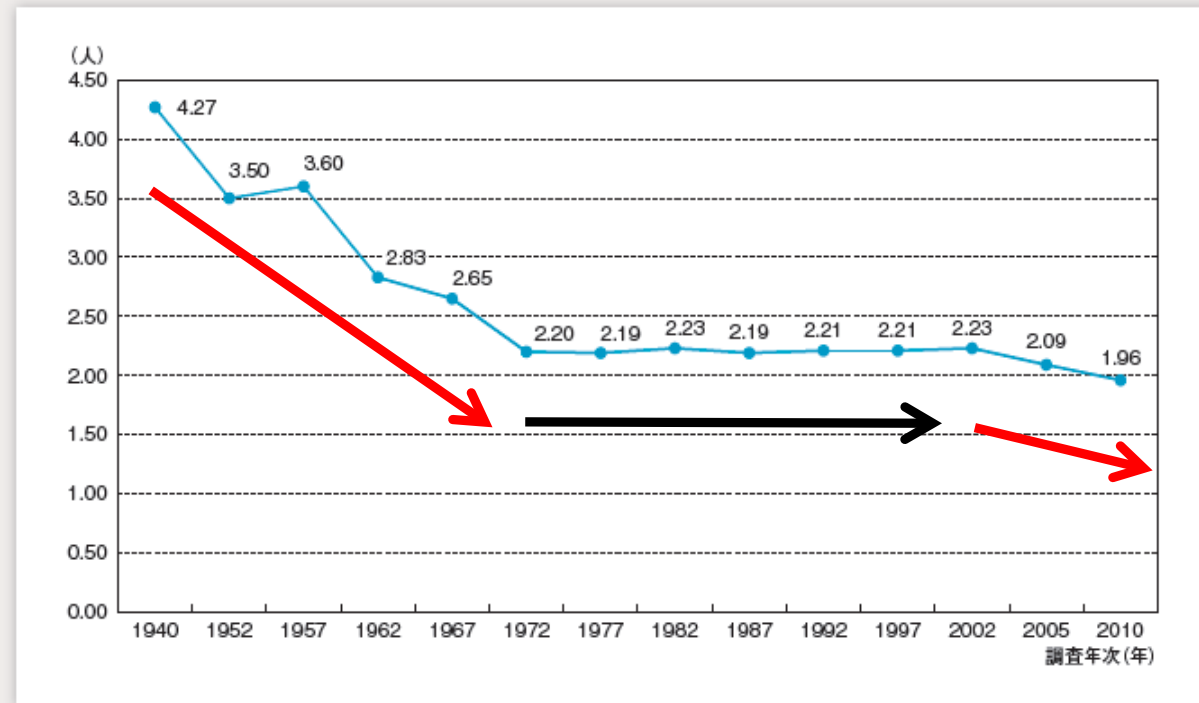
○50歳時の未婚割合(生涯未婚率)の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016」

注：45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれる。

○夫婦の完結出生児数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2010年)

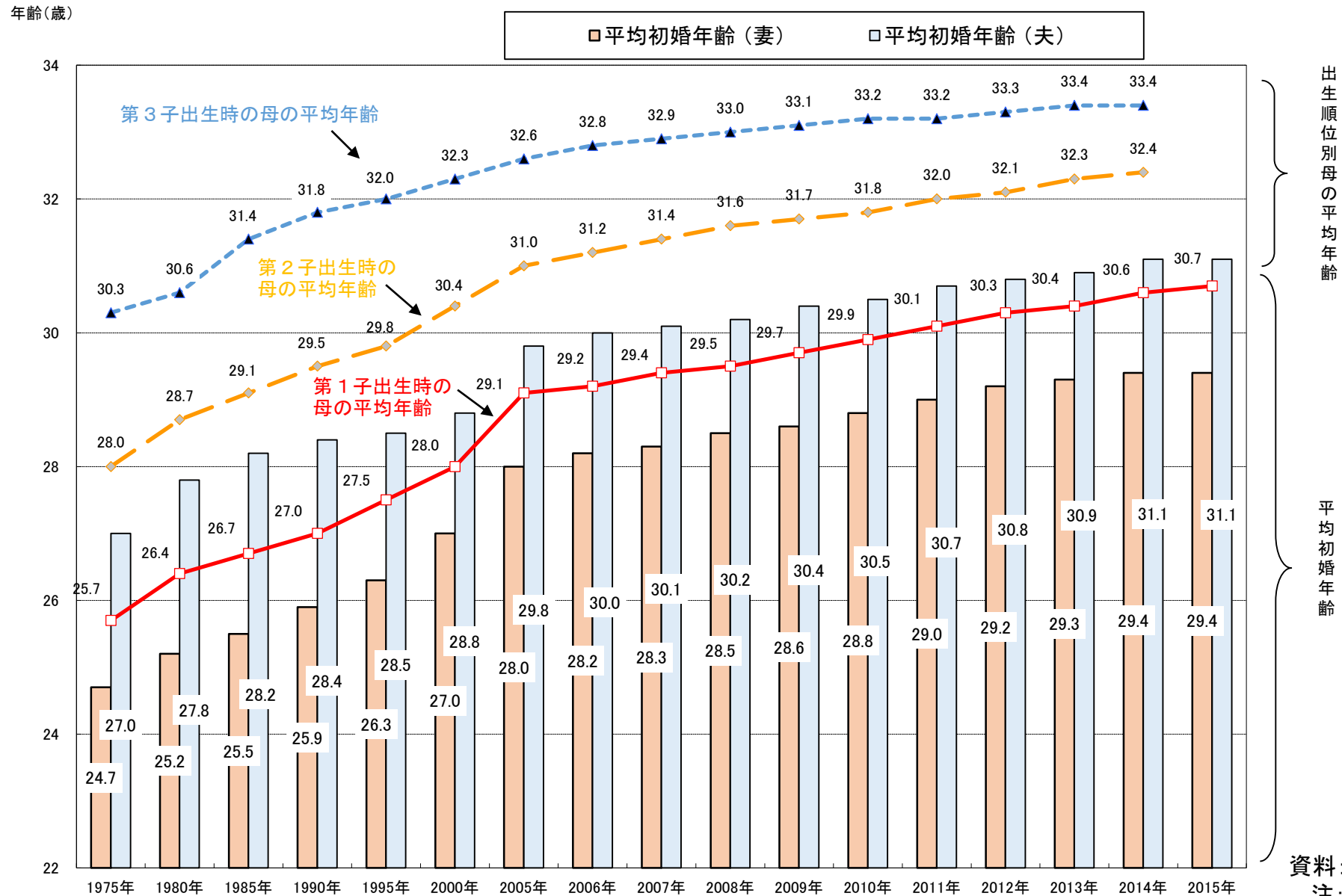
注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦(出生子ども数不詳を除く)。各調査の年は調査を実施した年である。

(参考)

岩澤美帆(2008)「初婚・離婚の動向と出生率への影響」『人口問題研究』第64巻第4号によれば、1980～90年の出生率低下の9割以上、1990～2000年の同6割以上、2000～2005年の同8割以上が初婚行動(婚姻するか否か、婚姻時期)の変化で説明される。

平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移

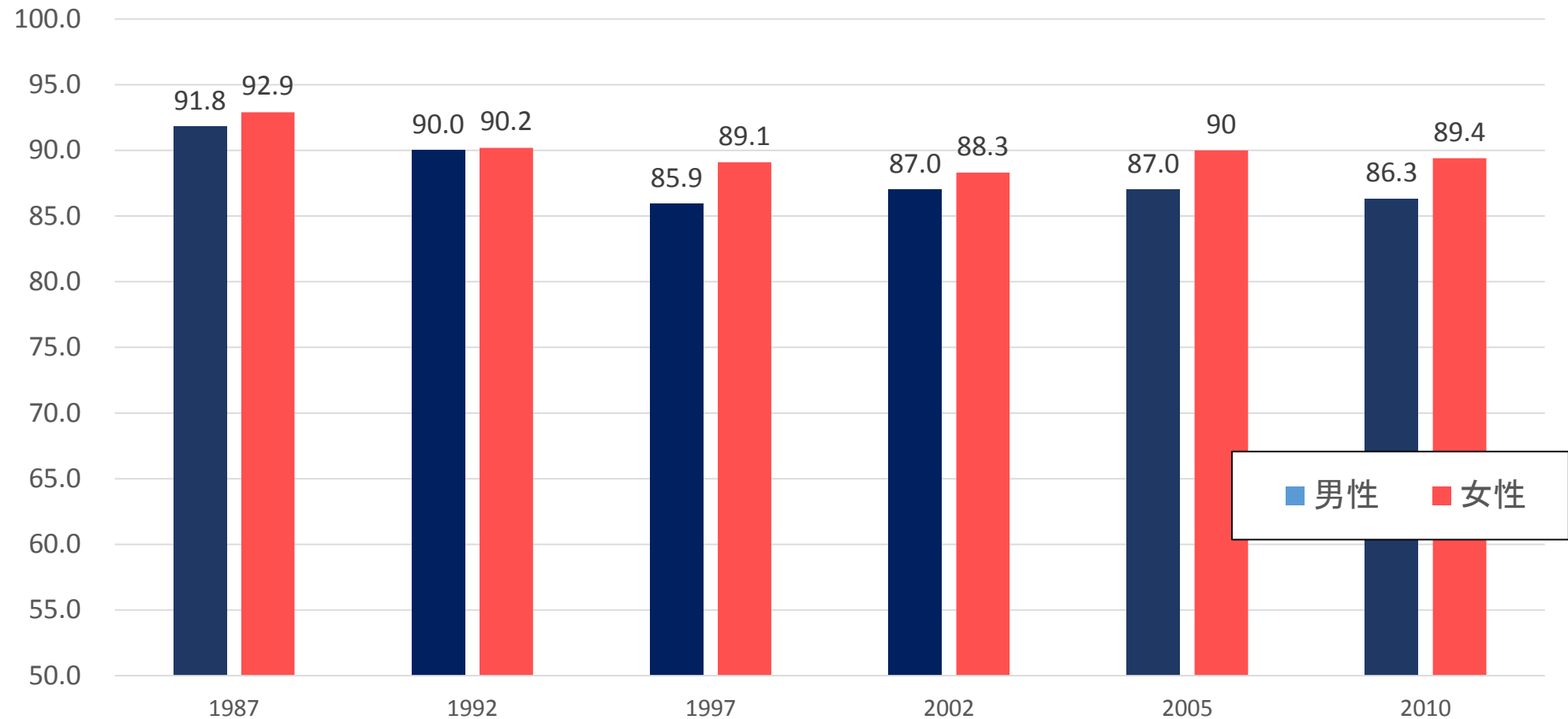
- 平均初婚年齢は、上昇傾向が続いており、晩婚化が進行。
- 第1子出生時の母の平均年齢は、1980年に26.4歳であったが、2011年には30歳を超え、2015年には、30.7歳となっている。



資料：厚生労働省「人口動態統計」
注：2015年の数値は概数

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

○未婚者(18歳～34歳)の結婚意思は、男女とも9割程度で推移

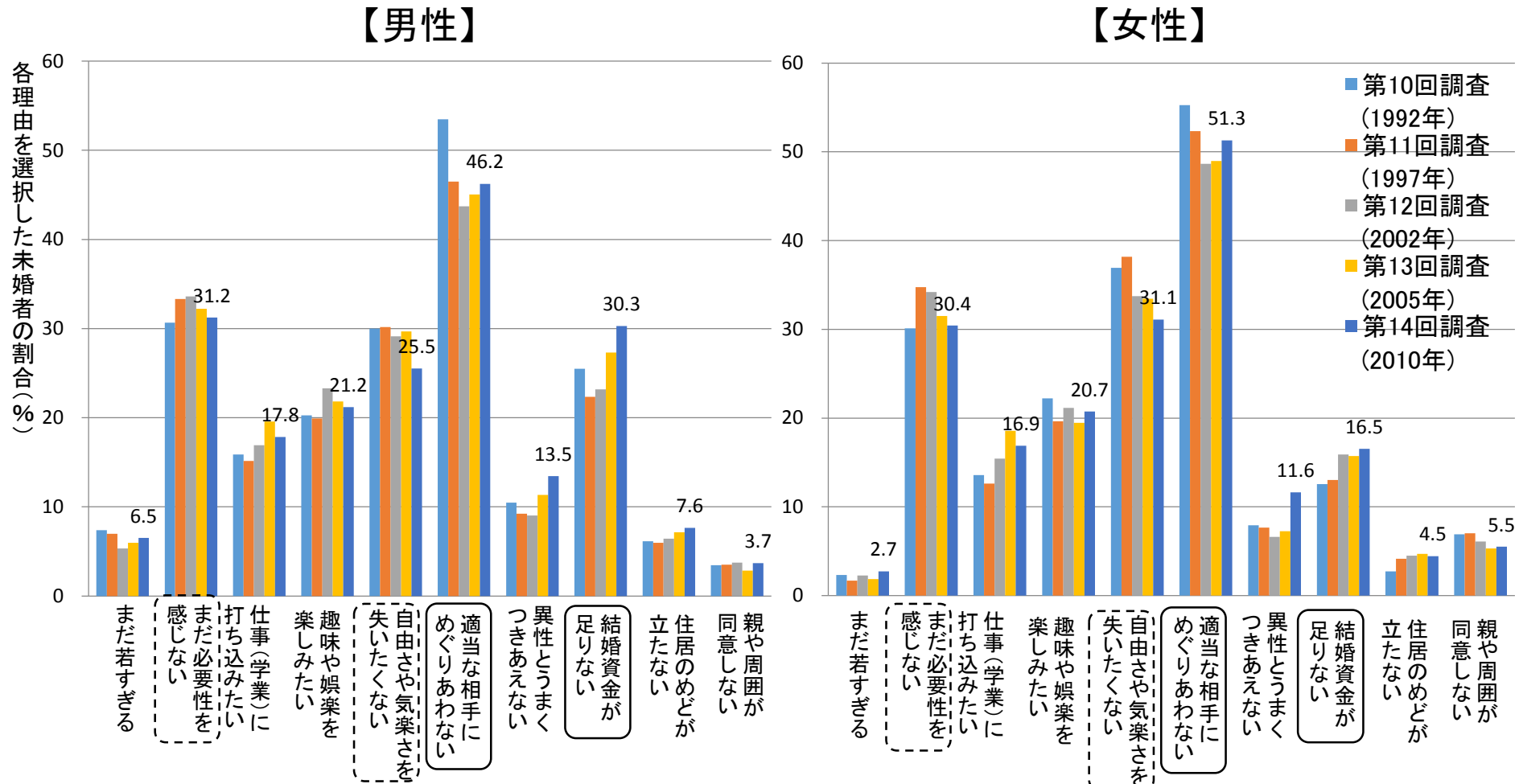


資料出所: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※18～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)について、1を回答した割合

若者が結婚しない理由

- 25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女とも、「適当な相手にめぐりあわない」が最も多い。
- 次いで、男性については、「まだ必要性を感じない」「結婚資金が足りない」が多く、女性については、「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。

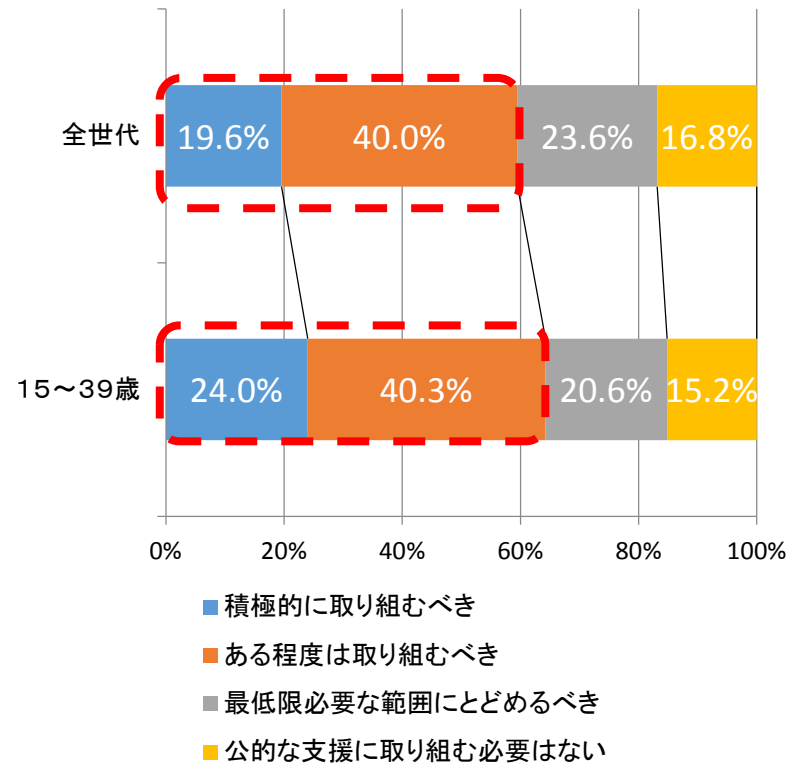


出典: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(独身者調査)
 注: 対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(三つまで選択可)としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第14回調査の結果。

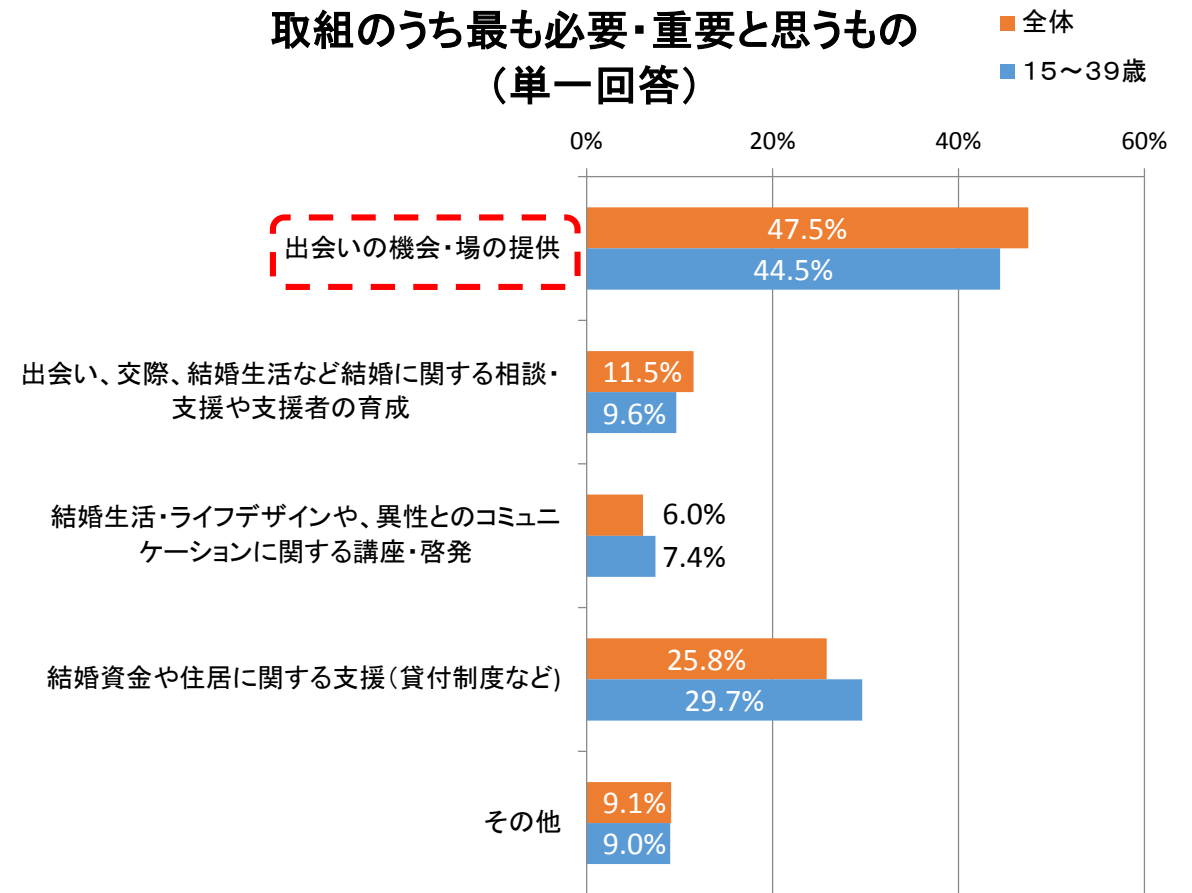
公的な婚活支援の取組みに対する期待

- 婚活支援について6割の方が行政が「積極的に」又は「ある程度」取り組むべきとの回答。若い世代(15~39歳)では更にその期待は高い。
- 公的な婚活支援の取組のうち最も必要・重要と思うものは、「出会いの機会・場の提供」が最も多い。

公的な婚活支援の取組についてどのように思いますか



取組のうち最も必要・重要と思うもの(単一回答)



※ともに厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」(2015年)による

少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

平成27年3月20日

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

○平成27年3月20日閣議決定（平成16年、22年に続き、今回は3回目）

＜少子化社会対策基本法＞（平成15年法律第133号）

（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

I はじめに

○少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響**。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況

○少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**

○直ちに集中して取り組むとともに、**粘り強く少子化対策を推進**

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向けて、**社会全体で行動を起こすべき**

II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

(1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**

(2) **個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標**

※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意

(3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「地域・企業など**社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応

(4) 今後5年間を「**集中取組期間**」と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**

(5) **長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、継続的かつ総合的な対策を推進

Ⅲ 重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」

⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

⇒今後さらに「質の向上」に努力

○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」

⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保

⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす

○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」

⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定

⇒若者雇用対策の推進のための法整備等

- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進

⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設

- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援

⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正

⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」

- ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革

⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討

- ・男性が出産直後から育児できる休暇取得

⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進

⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進

- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援

⇒「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援

- ・先進事例を全国展開

○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

IV きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止 ⇒ 企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

○子育て

- ・経済的負担の緩和 ⇒幼児教育の無償化の段階的实施
- ・三世代同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 ⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒ 教材への記載と教職員の研修

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

V 施策の推進体制等

○国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

○大綱の見直し

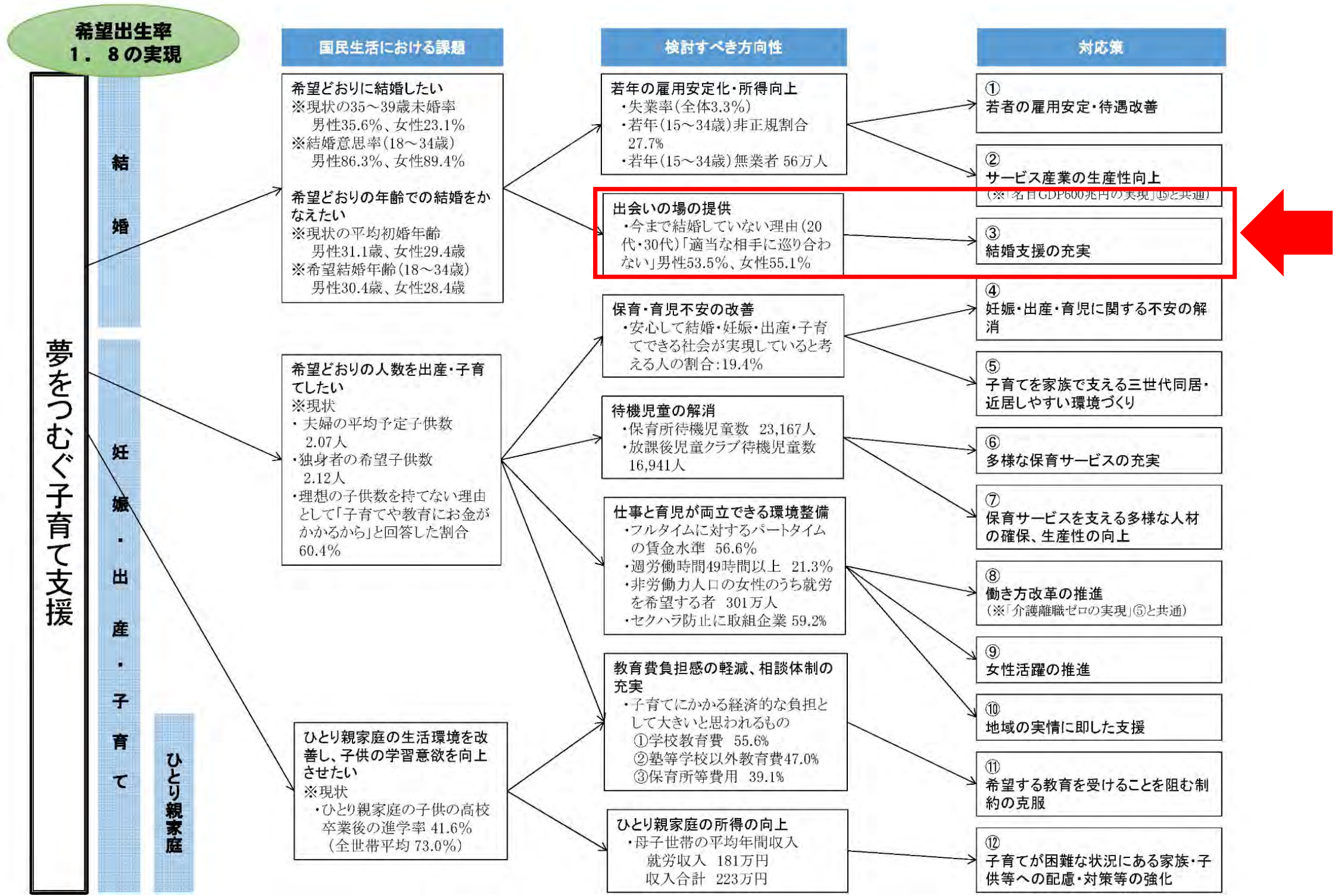
- ・おおむね5年後を目途に見直し

少子化社会対策大綱に基づく政策体系における 結婚に対する取組、温かい社会づくり・機運の醸成の位置付け（予算）

少子化社会対策大綱に基づく各課題・政策分野については、それぞれ各府省において事業を実施。
しかし、「結婚に対する取組支援」「結婚」「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり」については、対象事業・予算が少なく、手薄となっている。

項目		平成28年度 当初予算額	事業例		
重点課題	子育て支援施策の充実	949,727百万円	・子どものための教育・保育給付 ・保育所等整備交付金 ・企業主導型保育事業整備費	650,018百万円 53,421百万円 48,783百万円	
	若い年齢での結婚・出産の 希望が実現できる環境整備	経済的基盤の安定	37,466百万円	・ジョブ・カード制度(若年者関係分) ・新規学卒者等への支援に必要な経費 ・若者職業的自立支援推進事業	17,693百万円 9,007百万円 3,838百万円
		結婚に対する取組支援	499百万円	・地域少子化対策重点推進交付金	499百万円
	男女の働き方改革	513,482百万円	・育児休業給付 ・マザーズハローワーク事業推進費 ・テレワーク普及促進対策事業(職場意識改善助成金を含む)	503,018百万円 3,029百万円 1,406百万円	
きめ細かな少子化対策の推進	結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援	結婚	8百万円	・「家族の日」及び「家族の週間」連携推進事業	8百万円
		妊娠・出産	32,233百万円	・出産手当金 ・出産育児一時金 ・産科医療機関確保事業	11,280百万円 2,083百万円 312百万円
		子育て	2,503,313百万円	・児童手当制度 ・高校生等への就学支援 ・児童扶養手当	1,415,471百万円 384,174百万円 174,566百万円
		教育	2,161百万円	・特定感染症検査等事業 ・少子化社会対策調査研究等経費	2,128百万円 32百万円
	社会全体で行動し、少子化対策を推進	結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり	71百万円	・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 ・子育て支援パスポート事業の全国共通展開のための広報啓発費	55百万円 10百万円
企業の取組		6,027百万円	・両立支援補助金の内「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」 ・出生児両立支援取組助成金 ・両立支援に関する雇用管理改善事業	4,061百万円 1,175百万円 752百万円	

※「重点課題」のうち「多子世帯への一層の配慮」及び「地域の実情に即した取組強化」、また、「きめ細かな少子化対策の推進－結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援」のうち「仕事」については、対応する予算が再掲や内数等となっているため、記載していない。



希望出生率
1.8の実現

希望どおりの結婚（出会いの場の提供）

③ 結婚支援の充実

【国民生活における課題】

結婚への不安があるため、結婚に踏み切れない。

- ・結婚意思率（18～34歳独身者）（2010年）
男性86.3%、女性89.4%
- ・35～39歳未婚率（2010年）
男性35.6%、女性23.1%

希望どおりの年齢で結婚できない。

- ・希望結婚年齢（18～34歳独身者）（2010年）
男性30.4歳、女性28.4歳
- ・平均初婚年齢（2014年）
男性31.1歳、女性29.4歳

若者の出会いの場が乏しい。

- ・今まで結婚していない理由（20代・30代）
「適当な相手に巡り合わない」
男性53.5%、女性55.1%（2014年）

若者の結婚・出産を阻む経済的制約あり。

- ・「恋人あり」の男性の結婚しない理由（20代・30代）
「結婚後の生活資金が足りないと思うから」
36.5%（2014年）
- ・理想の子供を持たない理由（20代・30代）
「住居が狭い」 16.7%（2014年）

【今後の対応の方向性】

少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実する。また、結婚・出産を希望する若者世帯・子育て世帯が望む住生活の実現を図る。

【具体的な施策】

- ・結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める。さらに、地域の結婚支援を強化するため、地方自治体の取組に加え、経済団体、NPO、専門家等と連携した地域の総合的な結婚支援の先進的モデルを創出する。まずは未婚率が高い地域等において重点的に進めた後、全国に展開。
- ・これまで十分でなかった企業・団体等による結婚支援の取組のモデルを創出する。優良事例の収集・分析、発信、経済団体等を通じた取組の働きかけ、優良企業・団体の表彰、取組の機運醸成を通じ、取組を拡大展開する。
- ・すべての高校生に対して、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、外部協力者の参画を得つつ既存の教科を有機的に連携させて、ワークシート入りの実践的教材を用いた学習の実施、乳幼児触れ合い体験、多様な職業人材・専門家との対話等の体験・交流活動を強化する。このため、教材の作成・配布、都道府県単位の実行体制の構築、教育課程の改善・充実とその徹底、大学・社会人教育への横展開などを推進する。
- ・若年・子育て世帯向けのUR賃貸住宅等の家賃低廉化、子育て世帯向けの公営住宅への優先入居を推進する。
- ・若者・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標		
地域の特性に応じた自治体の取組支援		未婚率の高い地域等において、総合的な結婚支援のモデル創出。個別の結婚支援策の先進的取組とともに、全国に拡大。						各地方自治体の成功事例を踏まえた見直しを検討した上で措置（事業の枠組、事業内容、事業規模など）						2020年 ・結婚希望実現指標 ^(※) 80% (2010年68%) <small>(※) (A) [調査時点より5年前の18～34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計]と(B) [調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合]の比率=(B)/(A)</small>		
企業等による結婚支援の取組支援		企業・団体等による結婚支援のモデル創出、優良事例の収集・分析、経済団体等を通じた働きかけ、企業・団体等表彰、取組の機運醸成を通じ、取組を拡大展開						各企業・団体等の成功事例を踏まえた見直しを検討した上で措置（事業の枠組、事業内容、事業規模など）								
ライフプランニング、キャリア形成のための教育の強化		ライフプランニング・キャリア形成のための教材の検討・作成 <small>※有識者会議において作成</small>		教材の配布		啓発・周知、事業の見直しを検討、措置（手法、内容更新、対象範囲などの改訂）						2020年 ・妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識の理解の割合：70% (2009年34%)				
教育課程の改善・充実		中央教育審議会審議・答申		告示	周知	先行実施										
若者向け住宅支援		UR賃貸住宅・公営住宅等支援		若者・子育て世帯の住居費等の負担軽減						政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施						2025年 ・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率 (全国) 50% (2013年42%)
		民間賃貸住宅の活用		空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築		新たな仕組みの普及促進										